

## 紀美野町結婚新生活支援補助金交付要綱

令和5年3月22日  
告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚に伴う新生活に係る経費を支援することにより、経済的不安の軽減を図り、若年世帯の定住促進及び少子化対策の強化に資することを目的として、当該者に対し予算の範囲内において、紀美野町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金は、次に掲げる要件を全て満たす夫婦の一方に対し交付するものとする。

- (1) 婚姻の届出後、夫妻ともに本町の住民基本台帳に記録されており、現に町内において生活を営んでいること。
- (2) 婚姻の届出後1か年以内に第4条第1項に規定する補助金認定申請を行い、同条第2項に規定する認定の通知又は第6条に規定する交付決定の通知を受け、当該婚姻を継続していること。
- (3) 夫婦ともに婚姻日における年齢が49歳以下であること。
- (4) 夫婦及び同一世帯に属する者が、紀美野町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 夫婦及び同一世帯に属する者が、紀美野町税を滞納していないこと。
- (6) 夫婦ともに過去に本告示による補助金（他の地方公共団体による同趣旨のものを含む。以下同じ。）を受けたことがないこと（申請する夫婦と同一の夫婦が過去に受けた本告示による補助金の交付決定額の合計が30万円に満たない場合を除く。）。
- (7) 夫婦ともに次の講座等のいずれかを受講していること。
  - ア ライフデザイン支援講座
  - イ プレコンセプションケアに関する講座
  - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
  - エ 共家事・子育て講座

(補助金の対象経費等)

第3条 補助金は、結婚に伴う新生活に係る経費のうち、次に掲げる経費を対象とする。

- (1) 結婚を機に新たに居住の用に供するための賃貸住宅（補助金の交付を申請する日までに当該住宅の所在地を住所として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第4章又は第4章の3に定める届出が行われたものに限る。）の

借り受けに係る家賃及び共益費並びに敷金、礼金及び仲介手数料

(2) 前号に規定する住宅への転居であって自己又はその配偶者に係るものに要する費用

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に規定する住宅について住宅手当その他これに類する金銭（以下「住宅手当等」という。）が支給されているときは、当該住宅手当等に係る部分は、補助金の対象としない。

3 補助金の額は、第1項各号に掲げる経費の実支出額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、30万円を上限とする。

（交付対象者の認定）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前年度に本告示に規定する交付決定の通知を受けている者を除き、紀美野町結婚新生活支援補助金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 紀美野町結婚新生活支援補助金誓約書兼確認書（様式第2号）

(2) 婚姻日を記載した戸籍謄本又は婚姻に係る受理証明書

(3) 住所地を確認できる本人確認書類等の写し（転入者以外の者に限る。）

(4) 世帯全員の申請日の属する年度又はその前年度の所得証明書

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、紀美野町結婚新生活支援補助金交付対象者認定通知書（様式第3号）又は紀美野町結婚新生活支援補助金交付対象者不認定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に対し、通知するものとする。

（交付の申請）

第5条 申請者は、補助金の対象となる経費について、紀美野町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 住民票の写し（前年度に本告示に規定する交付決定の通知を受けており、かつ、住所地に変更のない者を除く。）

(2) 第3条第1項各号に掲げる経費を支払ったことが確認できる領収書等

(3) 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、当該アからイまでに定める書類  
ア 夫又は妻が第3条第1項第1号に規定する住宅について住宅手当等が支給されている場合住宅手当等の支給が確認できる書類

イ 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる場合地域優良賃貸住宅の支援に係る部分の確認ができる書類

(4) 第2条第7号の講座等を受講したことが分かる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときにあつては紀美野町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第6号）により、交付しないことを決定したときにあつては紀美野町結婚新生活

活支援補助金不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付を請求しようとするときは、紀美野町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、交付決定者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、紀美野町結婚新生活支援補助金取消通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還請求は、紀美野町結婚新生活支援補助金返還請求書（様式第10号）により行うものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

紀美野町結婚新生活支援補助金認定申請書

年 月 日

紀美野町長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

紀美野町結婚新生活支援補助金交付対象者の認定を受けたいので、紀美野町結婚新生活支援補助金交付要綱第4条第1項に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、住民登録、町税の納付状況その他の交付要件に関する事項について、紀美野町が公簿等により確認すること及び関係機関において調査を行うことに同意します。

1. 新規に婚姻した夫婦世帯について

申請者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	婚姻時の年齢※	歳
配偶者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	婚姻時の年齢※	歳
婚 姻 日		年 月 日

※年齢は誕生日の前日に加算されます。（年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条）

2. 受講した講座等について

- ①ライフデザイン支援講座
- ②プレコンセプションケアに関する講座
- ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④共家事・共育て受講

3. 添付書類

- 婚姻日を記載した戸籍謄本又は婚姻に係る受理証明書
- 住所地を確認できる本人確認書類
- 世帯全員の申請日の属する年度又はその前年度の課税証明書  
(婚姻日の属する年度の翌年度に認定申請を行う転入者については不要)
- 講座等を受講したことが確認できる書類

紀美野町結婚新生活支援補助金誓約書兼確認書

年 月 日

紀美野町長 様

住所  
申請者 氏名  
配偶者 氏名

紀美野町結婚新生活支援補助金の交付を受けるにあたり、下記のとおり誓約します。

1. 私（申請者）及び配偶者は、紀美野町税について滞納していません。
2. 私（申請者）及び配偶者は、過去にこの制度に基づく補助金（他の地方公共団体による同趣旨のものを含む。）を受けていません（申請する夫婦と同一の夫婦が過去に受けた本要綱による補助金の交付決定額の合計が30万円に満たない場合を除く。）。
3. 私（申請者）及び配偶者は、紀美野町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
4. この誓約に虚偽の事項があった場合には、補助金の交付後の場合は補助金を返還するとともに、紀美野町に対し、一切の異議や苦情等は申し立てません。

【確認事項】

以下については、該当する場合のみ□にチェックを入れ、氏名等についてご記入ください。

5.  私は現在就職していません。 氏名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

※上記を証明する添付書類

離職票の写し又は退職証明書

その他退職したことが分かる書類（ \_\_\_\_\_ ）

6.  私は住宅手当の支給を受けておりません。

7.  貸与型奨学金について返済を行っています。 年間返済額 \_\_\_\_\_ 円

※上記を証明する添付書類

奨学金返還証明書又は通帳

その他返済額が分かる書類（ \_\_\_\_\_ ）

様

紀美野町長

紀美野町結婚新生活支援補助金交付対象者認定通知書

年 月 日付けで申請のあった紀美野町結婚新生活支援補助金認定申請について交付対象者として認定しましたので、紀美野町結婚新生活支援補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

様

紀美野町長

紀美野町結婚新生活支援補助金交付対象者不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった紀美野町結婚新生活支援補助金認定申請について下記の理由により不認定としましたので、紀美野町結婚新生活支援補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

不認定理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定を知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます（なお、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

紀美野町結婚新生活支援補助金交付申請書

年 月 日

紀美野町長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

紀美野町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、住民登録、町税の納付状況その他の交付要件に関する事項について、紀美野町が公簿等により確認すること及び関係機関において調査を行うことに同意します。

1. 新規に婚姻した夫婦世帯について

申請者	氏名		配偶者	氏名	
	生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日
	婚姻時の年齢※	歳		婚姻時の年齢※	歳
婚姻日		年 月 日			

※年齢は誕生日の前日に加算されます。（年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条）

2. 補助対象経費について

住宅賃借費用	契約締結日	年 月 日
	賃料・共益費の合計額（A）	月額 円
	住宅手当等 控除経費（B）	月額 円
	実質負担月額（C = B - A）	月額 円
	実質負担額合計（D）	(C) × ヶ月分 = 円
	その他住宅費（E） (敷金、礼金、仲介手数料、日割賃料・共益費)	円
引越費用（F）		円
費用合計（G = D + E + F）		円
補助金交付済額（H）		円
補助上限額（I = 30万円 - H）		円
補助金申請額 千円未満切り捨て。 (G) と (I) を比較して少ない方を記入。		円

紀美野町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

紀美野町長

年 月 日付けで申請のあった紀美野町結婚新生活支援補助金について下記のとおり決定したので、紀美野町結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 決定金額 円

2. 交付条件

紀美野町補助金等交付規則、紀美野町結婚新生活支援補助金交付要綱に基づく町長の指示に従うこと。

紀美野町結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

紀美野町長

年 月 日付けで申請のあった紀美野町結婚新生活支援補助金について、下記の理由により不交付の決定を行ったので、紀美野町結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付しないことを決定した理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定を知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます（なお、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

紀美野町結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日

紀美野町長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった標記補助金  
について、紀美野町結婚新生活支援補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

確 定 補 助 金 円

補助金既受領額 円

今 回 請 求 額 円

紀美野町結婚新生活支援補助金取消通知書

第 号  
年 月 日

様

紀美野町長

年 月 日付けで申請のあった紀美野町結婚新生活支援補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、紀美野町結婚新生活支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 取り消しの内容
2. 取り消しの理由

紀美野町結婚新生活支援補助金返還請求書

第 号  
年 月 日

様

紀美野町長

紀美野町結婚新生活支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり返還を請求する。

記

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 補助年度 年度
- 6 補助金等の交付決定額 円
- 7 補助金等の既交付額 年 月 日交付 円  
年 月 日交付 円
- 8 補助金等の交付確定額 円